

第3回専門家会議で検討する調査内容

1. 地下水追加調査

(1) 調査目的

本調査は、表層土壌ガス（ベンゼン）の高濃度検出箇所における地下水質の把握を目的とする。

(2) 調査内容

調査は、事前調査として揮発性物質（ベンゼン）の表層における土壌ガス濃度を把握し、その結果、高濃度が検出された場合に限り、ベンゼン、シアン化合物、ヒ素、鉛、水銀、六価クロム、水素イオン濃度（pH）、電気伝導率（EC）、塩分濃度、酸化還元電位（Eh）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、銅イオン、全窒素、全リン、水温を対象に地下水質を把握する。

あわせて、図4-1の緑枠の範囲において高濃度が検出された場合は、ベンゼンの土壌溶出量の分析を行う。

【調査方法】

表層土壌ガス

地表から概ね1m（0.8～1.0m）下の土壌ガスを採取し、専門機関において分析する。なお、5街区の一部（図4-1の緑枠の範囲）については、東京ガス株式会社豊洲工場操業当時の地盤面（A.P.+4.0m）での調査も行う。（5街区の現在の地表はA.P.+6.5m）

地下水質（表層土壌ガス調査において高濃度が検出された場合に限り実施）

新規のボーリングにより観測井を設置して採水を行い、専門機関において分析する。

ベンゼンの土壌溶出量試験（表層土壌ガス調査において高濃度が検出された場合、図4-1の緑枠の範囲に限り実施）

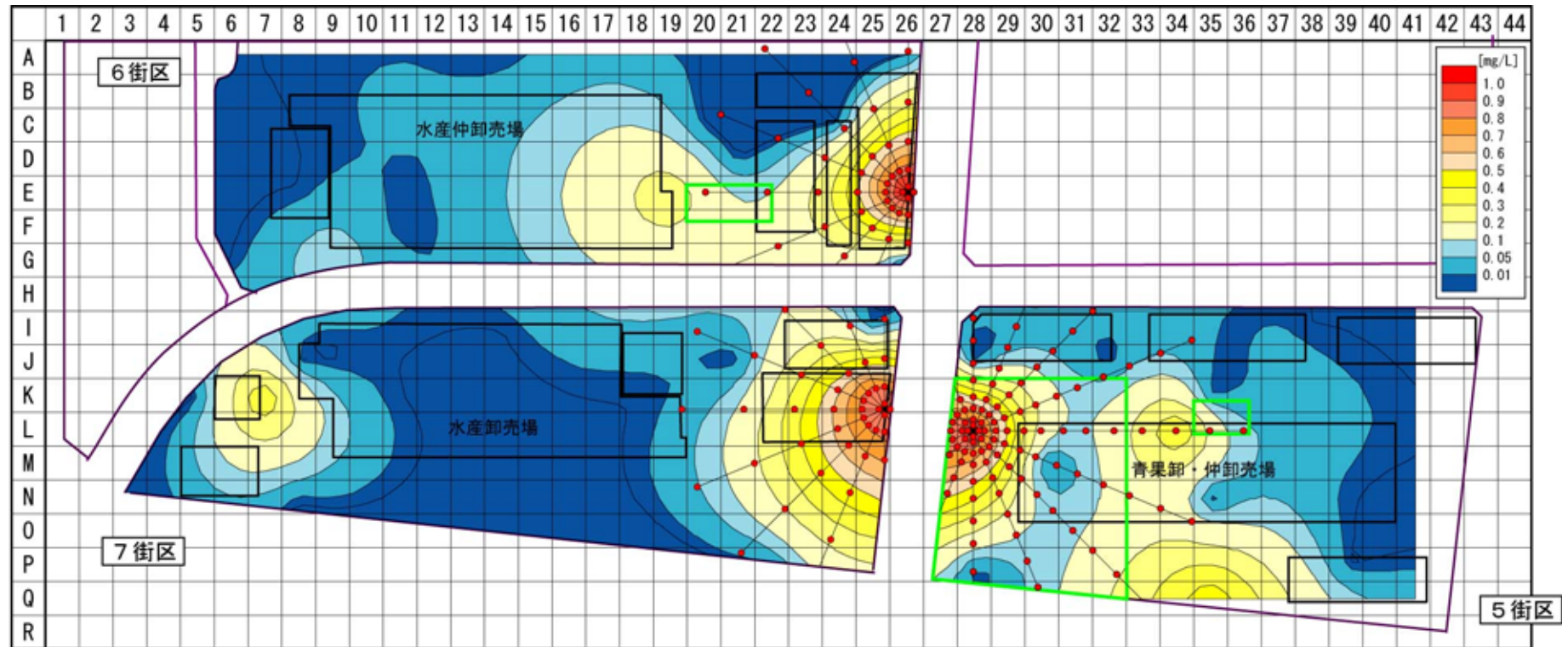
新規のボーリングにより試料採取を行い、専門機関において分析する。

(3) 調査地点の選定

表層土壌ガスの調査では、ベンゼン（ガス）の高濃度出現箇所の絞り込みを目的として、東京ガス株式会社による土壌汚染対策前の地下水調査結果をもとに作成したベンゼン濃度分布図（第2回専門家会議資料 資料-3）を参考に、各街区のベンゼン地下水濃度の高濃度のピーク地点を中心に放射状に調査地点を選定した（図4-1参照）。

選定の結果、5街区：99地点、6街区：38地点、7街区：40地点、計177地点を調査地点として設定する。

なお、参考として平成14年に東京ガス株式会社が実施した新市場予定地内の表層土壌ガスの調査結果を、図4-2（5街区）、図4-3（6街区）、図4-4（7街区）に示す。



凡 例

- : 地下水追加調査のための表層土壌ガス調査地点 (177箇所)
- : 東京ガス株式会社による表層土壌ガス調査が不可能だった範囲

※濃度分布図は、第2回専門家会議 資料-3で示した東京ガス株式会社による土壌汚染対策前の地下水質調査結果に基づく有害物質濃度分布図

図 4-1 地下水追加調査のための表層土壌ガス調査地点位置図

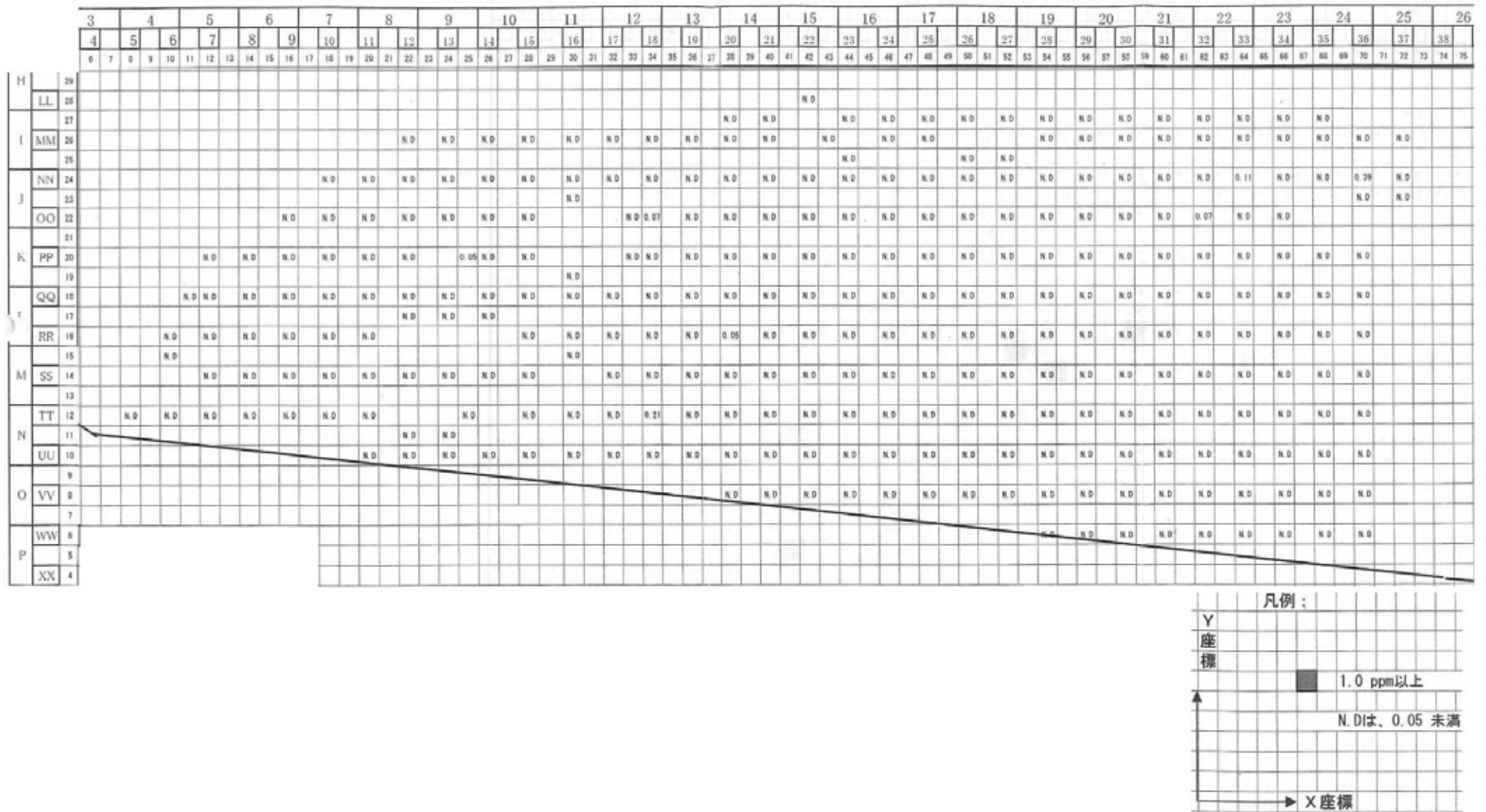


図 4-4 東京ガス株式会社が実施した表層土壌ガス調査結果（平成 14 年、7 街区部分）